

相続放棄とは？



相続放棄とは、亡くなった方（被相続人）の財産を相続する権利を放棄することによって、もともと相続人でなかったとみなされる制度をいいます。

相続財産というと、たいていは預貯金や不動産、現金などのプラス財産を思い浮かべますが、反対に、借金や保証債務など多額のマイナス財産を残したまま被相続人が死亡するというケースも多くあります。

そもそも相続とは、被相続人のプラス・マイナス両方の財産を引き継ぐことであり、もし被相続人が多額の債務を残したまま死亡した場合、何も対応しないままにしておくと、相続人はそのまま債務を引き継いでしまい、多額の弁済を求められるということがあります。

そのような事態に備えて、相続人は相続放棄をすることで債務の弁済を免れることができるのです。

相続放棄に関する主な注意点

01 相続放棄をするためには、相続開始の事実を知ってから3か月の熟慮期間内に、家庭裁判所に申し立てを行う必要がある

「被相続人の死亡日から3か月以内」とは規定されていません。そのため、被相続人が亡くなったことを知った日が相続人ごとに異なる場合は、熟慮期間の起算日もそれぞれ異なるということになります。

02 遺産を売却したりすると相続を承認したものとみなされ、相続放棄が認められないことがある

03 マイナス財産のみ相続を放棄するということはできず、プラス財産も相続を放棄することになる

04 1度相続放棄をすると、たとえ3か月以内であったとしても撤回することはできない

相続放棄後に今まで全く知らなかったプラス財産が出てきたとしても、一度行った相続放棄を撤回することはできません。そのため、放棄前にしっかりと遺産調査を行う必要があります。場合によっては、この3か月の熟慮期間を延長してもらうよう裁判所に申し立てることもできます。

05 相続放棄を行った場合、相続権は次順位の親族（被相続人の両親や兄弟姉妹など）に移っていく

自分が相続放棄をしたために次順位の親族が債務の弁済を突然求められる、などといった不慮の事態が起こらないように、自分が相続放棄をする旨を次順位の親族に伝えておくことも必要となります。そうすることによって、その親族も相続放棄をするなどの対応をとることができます。

上記以外にも、相続放棄に関しては注意を要する点が多くあります。そのため、被相続人に多額の借金があることが疑われる場合などは、早急に専門家に相談することが必要です。当事務所におきましては、これまで相続放棄のご相談・ご依頼を多数お受けしています。相続放棄が必要かもしれないとお考えの際は、お早めに当事務所までご相談下さい。

相続放棄の費用

相続を放棄する人数	1人あたりの報酬
1名	50,000円＋消費税
2名	40,000円＋消費税
3名以上	35,000円＋消費税

※ 実費が別途必要となります。

※ 3ヶ月の期限を超えた場合の相続放棄申述書作成につきましては、1件あたり70,000円の報酬をいただきます。